

瀬戸焼振興協会瀬戸焼振興ビジョン推進事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸焼振興協会が瀬戸焼振興ビジョン推進事業（瀬戸焼振興協会規約第9条第1号に規定する事業をいう。以下、「ビジョン推進事業」という。）に対して交付する瀬戸焼振興ビジョン推進事業負担金（以下「負担金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

(負担事業者)

第2条 負担金の交付を受けようとする団体（以下「負担事業者」という。）は、次に掲げる各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 瀬戸焼振興協会の会員
- (2) ビジョン推進事業を実施しようとする中小企業者等で構成されるグループ

ただし、グループは3社以上で構成し、そのうち3分の2以上の中小企業者等が瀬戸市内に事業所を有すること。

(負担対象事業)

第3条 負担金の交付対象となる事業（以下「負担対象事業」という。）は、負担事業者が実施するビジョン推進事業とし、この事業に必要な経費のうち、別表に掲げる経費に負担金を交付する。

(負担金の交付申請)

第4条 負担金の交付を受けようとする負担事業者は、事業開始前までに負担金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を瀬戸焼振興協会会長に提出しなければならない。

(負担金交付の決定及び通知)

第5条 瀬戸焼振興協会会長は、前条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、瀬戸焼振興協会の総会の承認を受け、交付決定通知書（様式第3号）により負担事業者に通知するものとする。ただし、総会に諮ることができない場合は、幹事会の議決を総会の議決にかえることができる。

(負担対象事業の変更又は中止)

第6条 負担事業者は、負担金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 負担対象事業の内容を変更する場合は、事前に事業内容変更申請書（様式第4号）を提出して瀬戸焼振興協会会長の承認を受けなければならない。ただし、負担対象事業の目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 負担対象事業を中止する場合は、瀬戸焼振興協会会長に報告しなければならない。
- (3) 負担対象事業が予定の期間に完了しない場合又は負担対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに瀬戸焼振興協会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 負担事業者は、実績報告書（様式第5号）を負担事業の完了の日若しくは中止の報告をした日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに瀬戸焼振興協会会長に提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第8条 瀬戸焼振興協会会長は、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書及び関係書類の審査により、その報告に係る負担事業の成果が負担金交付の決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金確定通知書(様式第6号)により負担事業者に通知するものとする。

(負担金の交付請求)

第9条 負担事業者は、前条の通知を受け負担金を請求しようとするときは、請求書(様式第7号)を瀬戸焼振興協会会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、瀬戸焼振興協会会長が特に必要と認めるときは、第5条の交付決定通知書を受けた負担事業者からの概算払請求書(様式第7の2号)の提出により負担金の一部又は全部を概算払により交付することができる。この場合において、残額は負担事業者からの残金請求書(様式第7の3号)の提出により交付する。

(負担金の経理)

第10条 負担事業者は、負担事業についてその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、負担事業を中止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(負担金交付決定の取り消し又は負担金の返還)

第11条 瀬戸焼振興協会会長は、負担事業者が次の各号に該当する場合は、負担金の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した負担金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 負担金を負担対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 負担対象事業の実績額が交付決定額に比し減少したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載するなど不正の行為があったとき。
- (5) 負担対象事業の執行が不適切であったとき。
- (6) その他瀬戸焼振興協会会長が負担金交付決定の取り消し又は負担金の返還が必要と認めるとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瀬戸焼振興協会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月12日から施行し、平成24年5月21日から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

別 表(第3条関係)

負担対象事業一覧表

負担対象経費
謝金
旅費
消耗品費
印刷製本費
通信運搬費
保険料
手数料
委託料
使用料及び賃借料
原材料費
瀬戸焼振興協会会長が適当と認める経費

